

令和2年1月31日

「投資信託運用会社の議決権行使状況等に係るアンケート等調査結果」の公表について

一般社団法人 投資信託協会

本会の正会員である投資信託運用会社は、投資信託の受益者の利益を図るために、「投資信託及び投資法人に関する法律」第10条及び本会規則「正会員の業務運営等に関する規則」第2条の規定に基づき、議決権の指図行使を行っています。

また、議決権の指図行使に際しては、本会が平成15年3月に制定した「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」により、各社毎に議決権行使に関するガイドラインを作成し、これに沿って行使すると共に、各社ガイドライン・行使結果を公表しています。

本会では平成18年より投資信託運用会社に対し、5月、6月に開催された株主総会における国内株式の議決権行使状況等についてアンケート調査等を行い、その結果を公表しておりますが、このたび、令和元年分について別添のとおり取りまとめましたので公表いたします。

本件に関するお問い合わせ先：企画政策部 電話 03-5614-8403